職　員　募　集　情　報　（嘱託理学療法士・通所）

雇用形態	嘱託職員
募集職種	理学療法士
勤務内容	《雇い入れ直後》生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）において、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する重症心身障害児者に対する以下の業務（定員　１日２０人） ・機能訓練 ・食事介助、入浴介助、排泄介助、移乗介助等の介護 ・日中活動支援 ・送迎添乗等 《変更の範囲》同上
募集人員	若干名
応募資格	理学療法士免許の有資格者で、採用日現在７０歳未満の方
給与	日額　　１９，２６０円 特別手当　　１，０００円（勤務１回につき） ※自動車通勤可
勤務先	《雇い入れ直後》千葉市桜木園　在宅部門 千葉市若葉区桜木8丁目31番15号
	《変更の範囲》同上
勤務日 勤務時間	月～金の週５日　　８：４５～１７：３０ ※週３～５日程度 ※勤務日・勤務時間については相談に応じます。
休日	土・日・祝、年末年始
休暇	年次有給休暇（入職6月後に１０日付与：週５日勤務の場合） その他病気休暇、忌引休暇など
応募方法	履歴書（写真貼付）、理学療法士免許の写しを郵送または持参してください。 ★応募前の施設見学お受けしております。お気軽にお問い合わせください。 （桜木園　０４３－２３１－５８６５）
試験内容	面接
雇用期間	随時　～　令和9年3月31日 ※年度ごとの契約（更新の可能性あり：条件あり）
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
問い合わせ 書類郵送先	〒２６４－００２８ 千葉市若葉区桜木8丁目31番15号 千葉市桜木園 電話　０４３－２３１－５８６５ （受付時間　月～金曜　９：００～１７：００）